

建築基準法の一部を改正する法律

1. 改正法律の概要

(1) 木造建築関連基準の見直し

建築物における木材利用の促進を図るため、耐火建築物としなければならないこととされている三階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合には、主要構造部を準耐火構造等とすることができることとする。

(2) 構造計算適合性判定制度の見直し

構造計算適合性判定を都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請できることとするとともに、比較的簡易な構造計算について、一定の要件を満たす者が審査する場合には、構造計算適合性判定を不要とすることとする。

(3) 仮使用承認制度における民間活用

特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の要件を満たす場合には、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できることとする。

(4) 新技術の円滑な導入に向けた取り組み

現行の建築基準では対応できない新建築材料や新技術について、国土交通大臣の認定制度を創設し、それらの円滑な導入の促進を図ることとする。

(5) 容積率制限の合理化

容積率の算定に当たって、昇降機の昇降路の部分及び老人ホーム等の用途に供する地階の部分の床面積を延べ面積に算入しないこととする。

(6) 定期調査・定期報告制度の強化

建築物や建築設備等についての定期調査・定期検査制度を強化し、防災設備についての検査の徹底などを講じることとする。

(7) 建築物の事故等に対する調査体制の強化

事故・災害対策を徹底するため、国が自ら、関係者からの報告徴収、建築物等への立ち入り検査等をできることとする。

2. 公布・施行日

公布 平成26年6月4日

施行 平成27年6月1日

建築基準法施行令の一部改正

1. 改正政令の概要

(1) 構造計算適合判定資格者検定の創設関係

構造計算適合検定資格者検定の受験資格である実務経験として、構造設計の業務、確認審査の業務(構造関係の審査の業務を含むものに限る。)等を認める。

(2) 構造計算適合性判定の対象の見直し関係

構造計算に関する高度の専門知識等を有する建築主事等が確認審査をした場合に構造計算適合性判定が不要となる構造計算の基準として、比較的安易な構造計算の基準(いわゆるルート2)を定める。

(3) 木造関連基準の見直し関係

① 大規模の建築物を区画する壁等の性能に関する技術的基準

(ア) 壁等に通常の火災による火熱が火災継続予測時間加えられた場合に、非損傷性、遮熱性、遮炎性を有することを定める。

(イ) 壁等以外の部分が倒壊しても壁等が倒壊しないことを定める。

(ウ) 壁等で区画された部分から屋外に出た火炎による他の区画への延焼を防止できることを定める。

② 多数の者が利用する特殊建築物等の主要構造部及び防火設備に関する技術的基準

(ア) 主要構造部の性能として、通常の火災による火熱が加えられた場合に特定避難時間、非損傷性、遮熱性、遮炎性有すること、又は従来通り耐火性能等を有することを認める。

(イ) 防火設備の設置を求める外壁の開口部として、周囲や、当該建築物の他の外壁の開口部から延焼するおそれがあるものを定め、防火設備の性能として、通常の火災による火熱が加えられた場合に20分間屋内への遮炎性を有することを定める。

2. 公布・施行日

公布 平成27年1月21日

施行 平成27年6月1日

詳細については、国土交通省のHPで確認してください。